

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東温市

2 構造改革特別区域の名称

“とうおんブランド” どぶろく・果実酒・リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

東温市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢、面積等

本市は、平成16年9月21日に旧重信町・旧川内町の2町が合併して「東温市」となった。

位置は愛媛県の中央部に広がる松山平野の東部にあって、県都松山市から12キロメートルに位置し、東は西条市、南は久万高原町、北は今治市と接している。

東に石鎚山地、南に皿ヶ嶺連峰、北に高縄山塊を望み、三方の山間部と西の松山平野に向かって広がる扇状の平坦地などから形成されている。また、市の中央部から松山市に流れる重信川をはじめ、これに合流する表川や東部の山間部から西条市へ流れる中山川など、多くの河川が流れるほか、泉やため池も多く、自然豊かな地勢を有している。

旧重信町・旧川内町ともに、松山城下と東予・讃岐方面を結ぶ金比羅街道・讃岐街道の街道筋にあたり、交通の要衝であったが、松山市に隣接していることから、松山都市圏の近郊田園都市として発展してきた。近年では、国道11号バイパスの整備に加えて、四国縦貫自動車道川内インターチェンジが開設されるなど道路網の整備が進み、松山市の中心部と連絡している伊予鉄道高浜横河原線とともに、一段と交通条件が向上している。このため、就業・就学や買物・娯楽など、市民の生活と活動の多くが松山市と強く結ばれている。

また本市には、愛媛大学医学部附属病院や国立病院機構愛媛病院をはじめとした医療機関が多く立地し、医療が充実したまちとして広く知られている。

総面積は、211.45平方キロメートルで、その広がり東西25.5キロメートル、南北23.1キロメートルとなっている。

(2) 気候

本市の気候は瀬戸内海式に属し、温暖で降雨量が比較的少ないものの、地形が複雑であるため、場所によって大きな気温差がある。冬季には重信川及び表川沿いの低地に強い季節風が吹く。また、低地では夏季には高温となり冬季も温暖なためほとんど積雪を見ないが、山間部では夏季は涼しく冬季に一定の積雪がある。降雨は梅雨の6月と台風シーズンの9月が特に多く、次いで3月や11月の季節の変わり目に多くなる。

(3) 人口

平成17年10月1日現在の住民基本台帳によると、本市の総人口は34,605人となっている。平成7年から平成17年の10年間の状況をみると、平成7年32,754人、平成12年3

4, 130人、平成17年34,605人と、増加傾向にあり、1,851人の増加となっている。

しかし、その内訳は、平成7年から平成12年までの5年間の増加が1,376人、年平均約275人で、平成12年から平成17年までの5年間の増加が475人、年平均95人となっており、増加率は大幅に減少している。

世帯数は13,090世帯で、微増傾向にあるが、一方、一世帯当人数は2.64人で、減少傾向にあり、核家族化が進んでいることを示している。

また、本市の人口の年齢階層別は、14歳以下の年少人口は、4,783人(13.8%)、15～64歳の生産年齢人口は22,292人(64.4%)、65歳以上の老年人口は7,530人(21.8%)となっている。

ここ10年間で、年少人口は895人の減少、生産年齢人口は899人の増加、老年人口は1,853人の増加となって、少子高齢化が急速に進行している。

(4) 産業

本市の平成17年の産業別就業者数の総数は15,970人で、第1次産業は全体の11.2%、第2次産業が20.7%、第3次産業が68%となっている。この構成の変化を平成12年と比較してみると、第3次産業就業者の増加に対して、第1次産業就業者は微減、第2次産業就業者は大幅に減少しているが、本市にとっては第1次産業が基幹産業である。

農業においては、平坦部においては、米麦の二期作が盛んであり、山間部においては、米作がほとんどを占めている。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、後継者不足、農産物の価格低迷、鳥獣による被害などにより、以前にも増して厳しい。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

規制の緩和を活用した「“とうおんブランド“どぶろく・果実酒・リキュール特区」を行うことにより、東温市の主要農産物である「米麦」の、米についてのブランドイメージを確立し、米に付加価値を付けることにより、農業の活性化を図ることができる。また、地域の特産物を用いた果実酒・リキュールの製造は地域の魅力づくりに大いに貢献が期待できる。

さらに、農業を主体とした体験型観光ツーリズムの創出に寄与できるもので、当市の農業・観光を含めた市全域の活性化を進めることが可能となる。

東温市は、松山平野の穀倉地帯として農業が生活基盤のベースであることから、住民が主体的に活性化を図る活動に取り組み、これを行政がバックアップし、市の活性化に繋ぐことが必要である。

このため、愛媛県の特産で東温市の特産でもあるはだか麦のブランド化については、市並びに商工会が市内加工業者等と連携して特産品開発に取り組んでいるところであり、相乗効果が期待できる。

5 構造改革特別区域計画の意義

東温市の米は、特に山間地における寒暖の差と清流の水に恵まれ食味が良く、市場から高い評価を得ているが、近年の米価の低迷により、農業機械の更新経費や燃料代、さらには、農業従事者自体の高齢化などから減少し、作付面積は年々減少している。

生産意欲の高い農家であっても、条件の良い販売を行うために、直接販売や、産直市等での委託販売などに取り組んでいるものの、素材そのもので付加価値を高めることに限界がある。

さらに、団塊の世代の大量定年時代にあつて、農業への就農や移住・定住希望のニーズが高まっているものの県都隣接による優れた住環境や医療サービス水準の高さと農業環境が調和した環境が東温市の特質であることから、今後、この特質をPRし地域発展に繋ぐことができる。

今後は、東温市内の各所において特徴的な農家レストランや農家民宿の開業の取り組みを進め、観光ツーリズム等による交流人口を増やし、将来的に定住人口の増加を図る計画であるが、その一方法として、評価の高い「東温市のうまい米」を活用した濁酒や地域特産物を原料とする果実酒・リキュールを製造・提供することは、より一層の東温市のPR効果と米麦、地域特産物のPRになるもので、厳しい環境下にある農山村地域の活性化に大いに寄与するものである。

当市は各地域の資源を活かした各種のイベントが現在行われており、「井内ぼたん祭り」、「滑川ためとも祭り」、「土谷源太桜祭り」、「白猪の滝まつり」、「どてかぼちゃカーニバル」、「横河原観月祭」、「商工会産業まつり」など、近隣市町から東温市を来訪する機会と、市営の温泉施設「ふるさと交流館」、民営温泉施設「利楽」、常設ミュージカル劇場「坊っちゃん劇場」、日本最大級の屋内スキー・スノーボードゲレンデ「アクロス重信」等の観光施設がある。

今回特区認定を受けることを契機に、将来市内各地域で「濁酒・果実酒・リキュール」造りに取り組む農家レストランや農家民宿の展開を推進し、地域の農業ツーリズムの推進、濁酒・果実酒・リキュール生産工程見学等、都市と農村の交流による活性化を図る。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 地域ブランドの確立

東温市には、豊かな自然があり、古来より米麦を中心とした農業が盛んであったが、一方で県都松山市に隣接するため、松山市のベッドタウンとしても発展してきた。

そのため、農地は宅地に転用され、また、中小の工場が立地するなど、農地の減少に伴い、農業の兼業化、高齢化が進行した。特に中山間地域においては、農地の荒廃化など、地域の維持存続の岐路に立たされている地域もある。現在、農産物を活用した産品づくりにより、地域ブランド「とうおんブランド」を創出し地域の活性化を図るため、市、商工者、農業者、地域が一体となって取り組みを進めている。

その中で、主要な作物である「米」をPRし、付加価値を付けた地域特産として「濁酒」を取りあげるとともに、地域の特産物を用いた「果実酒・リキュール」を、今後「とうおんブランド」として位置付け、取り組むものである。

(2) 農業体験型観光ツーリズムの推進による交流人口の拡大

東温市においては、名瀑「白猪の滝」・「唐岬の滝」、皿ヶ嶺連峰の「風穴」、滑川溪谷、塩ヶ森ふるさと公園等、自然を観光のメインに位置付け推進してきたが、民間企業による屋内スノーボード場や常設の劇場がオープンして以来、観光とスポーツ、文化を融合させた観光事業の取り組みが模索されている。

このような中、各地で取り組まれているイベントを観光振興に結び付け、単なる日帰り観光から滞在型の観光にシフトさせ、地域の活性化を図りたい。

そのため、農家レストランや農家民宿の開設により農業体験型観光を推進し、また、民間事業者と連携し東温市の多様な観光資源を融合した交流人口の拡大を目指す、その際の「濁酒・果実酒・リキュール」の提供は、効果的である。

(3) 定住人口の拡大

県都松山市に隣接するというメリットを最大限に活かし、ベッドタウンとしての生活の利便性を確保しつつ、自然を満喫できる田舎暮らしにより農業の魅力をPRし、援農者や長期滞在者を増やし、新規の就農者や団塊の世代等の定住者誘致に取り組む。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 集客交流産業における効果

近年の観光・レクリエーションの形態が参加・体験型、家族や小グループによる目的重視型へと変化する中で、観光・レクリエーション地は、こうした変化に柔軟に対応したリピート客の増加に向けた魅力づくりが求められている。

東温市には、天然温泉施設が2施設あることや、皿ヶ嶺連峰県立自然公園に代表される山間部の豊かな森林や水辺空間、民間の劇場やスポーツ施設を中心に、他に誇りうる多様な観光・交流資源がある。

これらを東温市の基幹産業である農業とうまく融合させ、滞在による地域活性化を誘導することとする。

数値目標

目標年（平成）	22年（実績）	25年	27年	29年
総入込客数 （千人）	1, 2 2 8	1, 2 5 6	1, 2 8 4	1, 3 1 2
交流人口数 （千人）	8 0 8	8 2 6	8 4 4	8 6 2
観光人口数 （千人）	4 2 0	4 3 0	4 4 0	4 5 0
農家レストラン・民宿 開業者（件）	3	4	5	6
濁酒製造者 （件）	3	4	4	5
果実酒製造者 （件）	—	—	1	1
リキュール製造者 （件）	—	1	1	1

※交流人口数：スポーツ・レクリエーション、温泉、イベント来場者

※観光人口数：自然観光、文化・歴史観光、買物

(2) 特産品販売における効果

本市には、地域で生産された農産物の直売施設が、全農系1箇所、えひめ中央農協系2箇所、松山市農協系1箇所、市直営1箇所、民間2箇所の7箇所ある。

今後、「とうおんブランド」の創出による特産品開発や、特区認定を受けての「濁酒・果実酒・リキュール」製造・提供を行うことで、直売所を訪れる観光客も増大し、市場も活性化していくと考えられる。また濁酒・果実酒・リキュールだけでなく、特定農業者自らが生産した農産物の販売

や加工を行うことにより、新たな販路の開拓が期待され、農家の生産意欲の向上や所得の向上により農業が活性化すると考えられる。

とうおんブランド創出 農産物加工品製造数	平成29年までに6品目程度の加工品製造・商品化を目指す。
-------------------------	------------------------------

(3) 周辺への効果

「とうおんブランド」創出による特産品販売並びに観光ツーリズム事業の浸透により、本市への来訪者が増加していくことが見込まれる中、県都松山市に隣接した利点をPRし、交流人口の増から次第に定住へとシフトする取り組みを進めることにより、東温市のイメージアップを図る地域イベントにあわせて、体験型観光の交流事業等に取り組むことで、定量的な誘客の確保が図られ、市全体の活性化が期待できる。

8 特定事業の名称

- 707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業
- 709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

●特区内で開催されるイベントとの連携

「井内ぼたん祭り」、「滑川ためとも祭り」、「土谷源太桜祭り」、「白猪の滝まつり」、「どてかぼちゃカーニバル」、「観月祭」、「商工会産業まつり」などの継続イベント等において、市内で収穫、加工した特産品の販売・体験を推進し、製造した農家と消費者が触れ合う、安心安全な食材を求める市外消費者を誘客し、交流人口の拡大を図る。

●とうおん農産物等ブランド化推進事業

平成18年度から本市が取り組みを進めており、東温産の農産物等あるいはそれらを加工した商品を、地域ブランドとして育成し、全国展開を図る。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿、農家レストランなど）を併せ営む農業者で、米又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。）又は果実酒）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

① 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

② 事業が行われる区域

東温市の全域

③ 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、濁酒又は果実酒の提供を通じて地域活性化を図るために濁酒又は果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿、農家レストランなどを併せ営む農業者が、自ら生産した米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原材料として特定酒類を製造する場合は、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、激減した酒蔵や農家・果樹園の新たな継承の方法であり、新しい農村地域ブランドの創造による地域活性化に繋がるものである。

また、農家民宿、農家レストラン、果樹園等において、特定酒類を核としたツーリズムメニューを充実させることで、米麦・果樹をはじめ、多様な農林産物、有形無形の文化的遺産も豊富で地域資源に恵まれた地域として、観光客に「ちょっと便利な田舎暮らし」ができるまちというイメージを与え、定住の促進に繋げていくことができる。

以上の理由により、本市において当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳事務が発生し、税務当局の検査、調査の対象とされる。

市では、今回特区の普及啓発にあわせて、無免許製造の防止等、その他の酒税法上の規定に違反

しないよう、定期的に広報紙等による周知、現地における指導及び支援を継続して行う。

別紙

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物である農産物（イチゴ、キウイフルーツ、ブルーベリー、梨、桃、イチジク、ドラゴンフルーツ、アセロラ、パッションフルーツ、梅、温州みかん、伊予柑、不知火、ぶどう、レモン）を原料とした果実酒又は地域の特産物である農産物（イチゴ、キウイフルーツ、ブルーベリー、梨、桃、イチジク、ドラゴンフルーツ、アセロラ、パッションフルーツ、梅、温州みかん、伊予柑、不知火、ぶどう、トマト、レモン、ケール）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

① 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

② 事業が行われる区域

東温市の全域

③ 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物であるイチゴ、キウイフルーツ、ブルーベリー、梨、桃、イチジク、ドラゴンフルーツ、アセロラ、パッションフルーツ、梅、温州みかん、伊予柑、不知火、ぶどう、レモンを原料とした果実酒又はイチゴ、キウイフルーツ、ブルーベリー、梨、桃、イチジク、ドラゴンフルーツ、アセロラ、パッションフルーツ、梅、温州みかん、伊予柑、不知火、ぶどう、トマト、レモン、ケールを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことによって、地域の特産物を新たな地域ブランドとして、再生させることができ、地域の活性化に繋がるものである。

また、農家民宿、農家レストラン、果樹園等において、特産酒類を核としたツーリズムメニューを充実させることで、本市が進める東温独自の資源や条件を掘り起こし、それらを組み合わせた「東温ツーリズム」の展開に寄与することができ、定住の促進に繋げていくことができる。

以上の理由により、本市において当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳事務が発生し、税務当局の検査、調査の対象とされる。

市では、今回特区の普及啓発にあわせて、無免許製造の防止等、その他の酒税法上の規定に違反しないよう、定期的に広報紙等による周知、現地における指導及び支援を継続して行う。